「⑴のうち特例税率の適用がある協同組合等の年10億円相当額を超える金額

10　⑴－10億円×$\frac{12}{12}$　」㉜の欄は、租税特別措置法第68条の108（特定の協同組合等である連結親法人の法人税率の特例）の規定の適用を受ける協同組合等である連結親法人が記載すること。

11　「㉝の20％又は23.2％相当額　㊱」の欄は、協同組合等である連結親法人及び租税特別措置法第68条の100の規定の適用を受ける医療法人である連結親法人にあつては「又は23.2％」を消し、その他の連結親法人にあつては「20％又は」を消すこと。

12　「所得税の額（別表六の二（一）「６の③」）㊵」の欄の記載に当たつては、別表六の二(一)「６の③」の内書に金額の記載がある場合には、その金額を「別表六の二(一)「６の③」」の金額から控除した金額を記載すること。

別表四工の表中

「留保所得金額（別表四「49の②」＋連結法人間配当等の当期支払額－連結法人間配当等の当期受取額）」を「留保所得金額（別表四「47の②」＋連結法人間配当等の当期支払額－連結法人間配当等の当期受取額）」に、

「法人税額及び地方法人税額（別表一（一）「４」＋「５」＋「７」－「12」－「44」）＋（地方法人税申告書別表一「５」－「９」－「10」）」を「法人税額及び地方法人税額の合計額（((別表一「４」＋「５」＋「７」－「12」－「42」)－別表六（五の二）「５の③」)と０のいずれか多い金額）＋((地方法人税申告書別表一「４」－「８」－「９」)と０のいずれか多い金額)－((別表六(五の二)「５の③」－(別表一「４」＋「５」＋「７」))と０のいずれか多い金額)（マイナスの場合は０）」に、

「留保控除額（別表三(一)付表「28」）」を「留保控除額（別表三(一)付表「29」）」に、

「住民税額の計算の基礎となる法人税額

中小企業者以外の法人	((別表一(一)「２」＋「５」＋「７」－「12」－「43」)－別表六(十一)「23」－別表六(十二)「17」－別表六(十三)「22」－別表六(十四)「24」－別表六(二十一)「22」－別表六(二十二)「23」－別表六(二十六)「28」－別表六(二十七)「12」)
大法人による完全支配関係がある中小企業者	((別表一(一)「２」＋「５」＋「７」－「12」－「43」)－別表六(七)「18」－別表六(八)「10」－別表六(九)「12」－別表六(十一)「23」－別表六(十二)「17」－別表六(十三)「22」－別表六(十四)「24」－別表六(十七)「18」－別表六(十八)「18」－別表六(十九)「49」－別表六(二十一)「22」－別表六(二十二)「23」－別表六(二十三)「40」－別表六(二十四)「21」－別表六(二十五)「22」－別表六(二十六)「28」－別表六(二十七)「12」)

住民税額　(⑲又は⑳)×16.3％」を

「住民税額の計算の基礎となる法人税額

中小企業者等以外の法人	((別表一「２」＋「５」＋「７」－「12」－「41」)－別表六(十三)「23」－別表六(十四)「17」－別表六(十五)「22」－別表六(十六)「24」－別表六(二十三)「22」－別表六(二十四)「23」－別表六(二十八)「28」－別表六(二十九)「13」)
中小企業者等	((別表一「２」＋「５」＋「７」－「12」－「41」)－別表六(九)「20」－別表六(十)「11」－別表六(十一)「12」－別表六(十三)「23」－別表六(十四)「17」－別表六(十五)「22」－別表六(十六)「24」－別表六(十九)「19」－別表六(二十)「18」－別表六(二十一)「31」－別表六(二十三)「22」－別表六(二十四)「23」－別表六(二十五)「24」－別表六(二十六)「21」－別表六(二十七)「22」－別表六(二十八)「28」－別表六(二十九)「13」)

住民税額　(⑲又は⑳)×(16.3％又は10.4％)」に、